

“丹波市ノーマイカー通勤の日” 運動実施要領

[令和6年度版]

1 趣旨

丹波市で排出される CO2 のうち、運輸部門の排出量が全体の約 28%を占めている(2020 年度)。この問題は意識的、戦略的に取り組まなければ減らすことはできず、これを放っておくと、省エネルギーの促進や新エネルギーの導入を進め、CO2 を削減したとしてもその効果が低いものになる。

このため、毎月 22 日を「丹波市ノーマイカー通勤の日」と定め、環境負荷の高いマイカー利用を、徒歩や自転車、公共交通機関利用等に転換する取組を実施する。

当運動に継続して取り組むことで、地球温暖化問題の重要性を認識いただき、多くの方々が自発的、実践的な行動を始めるきっかけとするものである。

2 参加対象

事業者(普段の通勤にマイカーを利用している人)

3 実施日

毎月 22 日(各実施事業者により任意に定める 1 日とすることができる。)を「丹波市ノーマイカー通勤の日」と定め、平成 22 年 9 月 22 日から実施している。

これは、毎月 22 日が JR 福知山線のマイレール意識を高め利用者増進を図る「たんば鉄道の日」と定められており、相乗効果を図るものである。

また、重点アクション Day を設定し、より積極的な取り組みを図る。

[令和 6 年度の重点アクション Day]

令和 6 年 7 月 5 日(金)(クールアースデー)

※クールアースデーは 7 月 7 日だが、休日のためその前の平日とする。

令和 6 年 11 月 22 日(金)(地球温暖化防止月間【12 月】前)

4 実施方法

(1) マイカーを利用している人は、徒歩、自転車、カーシェアリング(相乗り)、バイク、公共交通機関の利用等により、できる範囲でマイカー利用を自粛する。

[目安]

ア 片道 2 km 以内 →徒歩

イ 片道 5 km 以内 →自転車

ウ その他 →バイク、カーシェアリング(相乗り)、公共交通利用

(2) 報告に関しては、22 日の丹波市ノーマイカー通勤の日に実施した取組に限る(各実施事業者で任意に日を定めている場合はその日に限る)。

※ただし、普段から徒歩、自転車、公共交通機関利用等で通勤している人の参加は含まない。通勤手段をこれらの方法に継続的に切り替える場合も同様とする。

5 参加申込

「丹波市ノーマイカー通勤の日」運動 事業者情報（様式1）を事務局（丹波市環境課）へ送付する。（様式は市のホームページからダウンロード可能。）

6 実施状況調査等

（1）二酸化炭素排出量算出シート

参加する事業者は、二酸化炭素排出量算出シートに全従業員の普段の通勤手段と通勤距離を入力し、事務局に提出する。

（2）実績報告書・計算書

毎月の実施日から20日以内に、「実績値入力シート」（様式2）を事務局へ提出する（令和7年2月実施分は、実施月のうちに報告すること）。事務局で取りまとめを行い、削減したCO2量（推計）を公表する。

7 参加の特典

（1）e-CO2（いい交通）ポイント制度

毎月の参加（報告書の提出）につき500ポイント、当運動によって転換された通勤距離数1kmにつき1ポイントを付与し、累計ポイントとたんば商品券と交換することができる。重点アクション日のポイントは2倍とする（但し、バイクへの転換は1kmにつき0.4ポイント。また、端数は切り捨てとする）。

（2）丹波市建設工事入札の主観数値項目の適用

（3）駅前市営駐車場が無料（毎月22日のみ）

8 その他

（1）随時、参加申込みを受け付ける。

（2）重点アクションDayのみの参加も可能。

（3）参加者は市のホームページ等で公表する（公表可の場合のみ）。

9 お問い合わせ・お申込先

丹波市生活環境部環境課脱炭素推進係

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話：0795-82-1290 FAX：0795-82-1821

E-mail kankyous@city.tamba.lg.jp

